古文書解読にチャレンジ！　その1

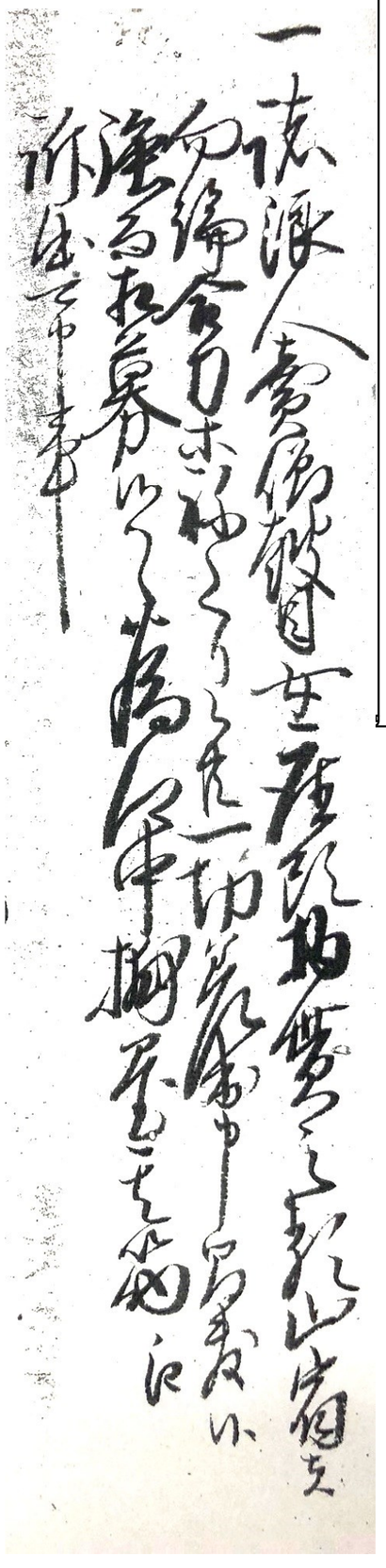

「ひとつ」（名詞）　（名詞）　（名詞）　（名詞）

一　・　・　・　・

協力　「など」　（仮名）祢　（仮名）多　（仮名）里

抔　候　申　間　敷　候

（動詞）　「もうすまじくそうろう」

（助詞）而　あい　（仮名）八　々　（返）「なし」

相　候　（動詞）　（助詞）江

村中、地域中　役所など出るべき所へ

（動詞）　（返）「もうすべきこと」

可　申　事

「の」　之

（助詞）者　泊まること

二　一

この文書は「安政五年七月御用留帳」（小町太郎家）という資料にのこされている触書の一部です。この触れが出された安政五年には、東村山市域廻り田村の支配が幕府直轄領から熊本藩御預りへと変わった年です。

嘉永六年（一八五四）六月にペリーが四艘のアメリカ軍艦を伴って浦賀沖に来航すると、この一大事を受け幕府は江戸湾防備の再構成を図ることとなります。熊本藩は嘉永六年（一八五三）のペリー来航の際に、本牧の陣場を警備するよう命ぜられました。アメリカ艦隊の一時帰国を受けて本牧からは一時撤退したものの、同年十一月には相模湾沿岸警備を命ぜられることとなります。熊本藩十一代藩主細川越中守斉護（なりもり）は、三浦半島の東岸、鴨井村（横須賀市）から子柴村（横浜市金沢区）までを持ち場としました。国許から総勢一五〇〇名余りが出兵することとなり、当初その費用は藩がすべて負担していました。安政元年（一八五四）に幕府から相模国三浦・鎌倉郡、武蔵国久良岐郡の内四十二か村、高一万四三〇〇石が沿岸警備の経費として支給されました。

さらに警備のため徴発することのできる村数を増やしたいとして、安政四年（一八五七）七月に多摩郡内一〇〇〇石余が追加されました。安政五年（一八五八）二月には、細川家に御用負担の遂行のために預所支配の村として相模国高座郡（二四八二石一斗六升九合三勺九寸）、武蔵国多摩郡（五四三五石三斗四升七合）・都築郡（二五八九石一斗九升九合）の諸村が代官支配に替わって追加されました。この幕府から熊本藩が預かった領地である「御預所」に東村山市域の廻り田村も含まれていました。

支配替えの後、肥後御預役所から支配にあたって遵守すべきことがらが通達されました。とくに治安の乱れが生じていたこともあり、他国者をむやみに村に入れないよう治安維持の施策には重点が置かれました。

このプリントに抜粋した箇所は、安政五年九月に御預り役所から村々へと触れられたうち、「一」からはじまる「一つがき」（箇条書き）のにあたる箇所です。

【難読用語】

売僧（まいす）…不法な勧化（寺への寄進）を求める僧
瞽女（ごぜ）…盲目の女芸人。旅芸人。
座頭（ざとう）…僧体の盲人。
合力（ごうりき）…協力、金品の援助。
郷中…郷（村、もしくはその地域）の範囲で

くずし字をみて、マス目をうめてみましょう。マスの右側にはヒントが書かれています。

・「　」の中には読み方がかかれています。
・（仮名）とあるのは、「変体仮名」と呼ばれる仮名を示しています。漢字のかたちをしていますが、文中では仮名としてつかわれています。ヒントには元の漢字を示しています。
・（助詞）とあるのは、「は」「え」「て」「と」などの助詞をしめしています。助詞は文中では（仮名）同様漢字で示されています。
・（返）とあるのは返読文字を示しています。この部分だけ漢文のように、下から返って読みます。

解答は受付カウンターにてお配りしております。

なお、今回取りあげた資料は平成三十年七月十九日～十一月頃まで常設展示室に展示いたします。